

久喜市重度心身障がい者自動車等燃料費助成事業実施要綱の一部を改正する告示

久喜市重度心身障がい者自動車等燃料費助成事業実施要綱（平成22年久喜市告示第110号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「当該重度心身障がい者の直系血族若しくはその配偶者若しくは当該重度心身障がい者の兄弟姉妹若しくはその配偶者」を「当該重度心身障がい者の3親等以内の親族」に改める。

第4条第2項を次のように改める。

2 前項の規定による助成金の額は、次の表のとおりとする。

次条の申請を受理した日の属する月	限度額
4月から6月まで	10,000円
7月から9月まで	7,500円
10月から12月まで	5,000円
1月から3月まで	2,500円

第6条に次の1項を加える。

2 市長は、対象者に交付した利用券について、紛失等した場合であっても再交付しない。

第7条第1項中「6枚」を「10枚」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第5条関係）

自動車等燃料費利用券交付申請書

年 月 日

久喜市長 あて

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号  
障がい者との続柄

久喜市重度心身障がい者自動車等燃料費助成事業実施要綱第5条の規定に基づき、自動車等燃料費の助成を受けたいので、次のとおり申請します。

障 が い 者	住 所	久喜市		
	ふりがな			
	氏 名			
	生 年 月 日	年 月 日		
障 が い の 状 況	障がい 手帳	1 埼玉県 2 ( ) 都道府県 第 号	1級 ・ 2級 ・ 3級	
	療育手帳	埼玉県 第 号	① ・ A ・ B	
	精神障害者 保健福祉手帳	埼玉県 第 号	1級 ・ 2級	
自 動 車 等	所 有 者	住 所	久喜市	
		氏 名		障がい者との 続 柄
	登 録 番 号			

自動車等燃料費利用券を次のとおり受領しました。

年 月 日

利用券枚数 20・15・10・5 枚  
利用者番号 第 号

氏名

様式第2号（表）を次のように改める。

(表)

○久喜市自動車等燃料費利用券		利用者は切り離さないこと	(事業者控) 久喜市 自動車等燃料費利用券	
助成額	円		番号	
番号			助成額	円
発行者 久喜市長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>			(有効期間) 年 月 日から 年 月 日まで	
利用月	月		利用月	月
事業者名			事業者名	

様式第2号（裏）を次のように改める。

(裏)

利用者の方へ	事業者の方へ
<ul style="list-style-type: none"><li>• この利用券は、1回の給油につき10枚まで使用できます。</li><li>• 1枚の利用につき助成額に満たない給油であってもおつりは出ません。</li><li>• 資格を喪失したときは、使用していない利用券を返してください。</li><li>• 申請事項に変更があった場合は、速やかに届け出てください。</li><li>• この利用券を他人に譲渡するなど不正に使用すると助成できなくなります。</li><li>• この利用券は、指定のガソリンスタンドでのみ利用できます。</li></ul>	<ol style="list-style-type: none"><li>1 この利用券の提出があったときは、自動車等燃料購入代金から助成額を差し引いた金額を利用者から受け取ってください。</li><li>2 助成額については、下記にご請求ください。</li></ol> <p style="text-align: center;">ご請求先（お問合せ先） 〒</p> <p style="text-align: right;">久喜市 部 課 TEL FAX</p>

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。